

>> 訪問・通所系サービスにおける <<
身体的拘束等の適正化のための指針

(事業所名)

多機能こどもセンター

銀 河

— 2025年2月1日 改定版 —
(2024年度改定対応)

社会福祉法人 虹のまち福祉会
(ながおか医療生協グループ)

イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

1) はじめに

- 当法人グループにおいては、これまで入所系施設を中心に、緊急やむを得ない場合を除き「身体的拘束等の適正化」を進めてきたところである。近年は同概念が「訪問・通所系サービスにも拡大され、特に 2024 年度改定では、児童福祉法の分野においても「同適正化」のための措置を講じることが義務付けられた。これらの観点から、基準を満たすサービス事業所として、本指針に示すものである。

2) 介護保険法等に定める事業所における指定基準

- 例えば、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」第 11 条第4項においては、「指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。」とされている。当事業所の「サービス利用児又は他の利用児」においても「原則 身体拘束禁止」とする。

3) 緊急やむを得ない場合の例外(三原則)

- 原則身体的拘束は行ってはならないとされているが、同じく「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」第 11 条第5項においては、「指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない」とされている。他の「サービス事業所」も同様である。
- このことから、以下3つの要素の全てを満たす場合には、やむを得ず必要最低限の身体拘束を行う場合がある。

① 切迫性：	利用児本人または他の利用児等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
② 非代替性：	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと
③ 一時性：	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

4) 当法人における考え方

- a. 身体拘束の原則禁止
 - ・ 当事業所においては、原則として、身体拘束及びその他の行動制限の一切を禁止する。
- b. やむを得ず身体拘束を行う場合
 - ・ 本人又は他の利用児の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体的拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、『身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合』で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行う。
 - ・ また身体拘束を行った場合は、その状況について所定の記録用紙に経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。
- c. 日常のケアにおける留意事項
 - ・ 身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用児主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や応対等で利用児の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③ 利用児の思いをくみとり、利用児の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応を行います。
- ④ 利用児の安全を確保する観点から、利用児の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は行いません。
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体的拘束適正化検討委員会において検討をします。
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用児に主体的な生活をしていただけるように努めます。

ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

1) 身体的拘束適正化検討委員会について

身体拘束の廃止及び適正化に向けた身体的拘束適正化検討委員会を設置する。ただし、事故防止委員会及び感染対策委員会との一体的な運用も可能とする。

①設置目的

- ・ 事業所内での身体拘束廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討
- ・ 身体拘束を実施せざる得ない場合の検討及び手続き
- ・ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・ 身体拘束廃止に関する職員全てへの指導

②身体的拘束適正化検討委員会の構成員(但し、各事業所の職員配置基準による)

- ・ 事業所長(管理者)
- ・ 配置医師又は協力医療機関の医師等
- ・ 看護職員
- ・ 生活支援員
- ・ サービス管理責任者
- ・ 機能訓練指導員
- ・ 職業指導員
- ・ その他必要に応じ、第三者や精神科専門医等の専門家

③ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催等

- ・ 身体的拘束適正化検討委員会を1年に1回以上開催する。
- ・ 数時間以内に身体拘束を要する場合等、緊急性と生命保持の観点から多職種協働での委員会を開催できない場合がある。その際は、事業所管理者を含む複数意見の確認等により、各スタッフの意見を盛り込み検討する。

④ 検討の視点・ポイント等(参考)

- ・ サービスの提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。
- ・ 事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体的拘束等を行っていないか。

- ・ 高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・ マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体的拘束等を行っていないか…… など

ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- 支援に関わる全ての従業者に対して、身体的拘束等の適正化に向け、利用児の人権を尊重したケアの励行を進めるとともに、身体的拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に本研修を実施する。
- 年1回以上定期的に実施する。
- 新人職員研修時には、必ず本研修を実施する。
- 本研修の実施内容については記録をし、保存する。

二 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法のための方策に関する基本方針

- 身体的拘束等を行う場合には、次章の手続きに基づき利用児家族に速やかに説明し、報告を行う。
- 事業所内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体的拘束等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで上席者への報告を行う。当該報告をうけた上席者は、身体的拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努める。身体的拘束の事実が発覚した場合は速やかに利用児及び利用児家族への連絡・謝罪を行い、所轄庁への報告並びに次章に記載する手続きにより、報告を行う。

ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

1) やむを得ず身体拘束を行う場合

- 本人又は利用児の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、**〔別紙0〕身体拘束マニュアル(フローチャート)**に沿い、以下の手順に従って実施する。

<介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為> 準用

- ・ 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッド体幹四肢をひも等で縛る。
- ・ 転落しないように、ベッド体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 自分で降りられないように、ベッド柵(サイレール)囲む。
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢ひもで縛る。
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限する ミトン型の手袋等をつける。
- ・ 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子すテーブルをつける
- ・ 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ・ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。

- ・ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

① カンファレンスの実施

- 緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化検討委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用児の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。
- 要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成する。
- また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努める。

② 利用児本人や家族に対しての説明

- **〔別紙1〕緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書**をもとに身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。
- また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等に行っている内容と方向性、利用児の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施する。

③ 記録と再検討

- 法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、**〔別紙2〕緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録**を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

④ 拘束の解除

- ③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、契約者、家族に報告する。
- 尚、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合があるが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、家族(保証人等)に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施することとする。

へ 利用児等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- 本指針は書面として備えおき、利用児又は利用児家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとする。

ト その他、身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

1) 地域連携について

- 本法人内における研修以外にも地域の他法人、事業所等とも協調し、研修会を開催する等により、互いに研鑽を深め、身体的拘束等の適正化が地域において、より深まっていくよう努める。

2) 身体的拘束不要のケアをめざして

- ① 身体的拘束を誘発する原因を探る

- 身体的拘束をやむを得ず行う場合、その状況には必ず理由や原因がある。
- ケアする側の関わり方や環境に問題があることも少なくない。
- その人なりの理由や原因を徹底的に探り、除去するケアが必要である。

② 5つの基本ケアに留意

以下の基本的なケアを適切に提供することにより、点滴を必要とする状態や転倒・骨折事故といった身体的拘束を誘発する状況をつくらぬよう努める。

① 起きる

人は座っているとき、重力がかかることにより覚醒する。目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起こっていることがわかるようになる。これは仰臥して天井を見ていたのではわからない。「起きる・立ち上がる」を支援することは人間らしさを追求する第一歩である。

② 食べる

食べることは、人にとって楽しみ・生きがいであり、脱水・感染予防にもなり、適切な管理のもと点滴や経管栄養が不要になるケースもある。食べることはケアの基本である。

③ 排泄する

トイレで排泄することは、守るべき人間の尊厳の基本である。おむつを使用している利用児については、「おむつはずし」「おむついじり」などの行為につながらぬよう随時交換が重要である。

④ 入浴する（清潔にする）

風呂に入る（又は、清拭）が基本である。皮膚が不潔であればかゆみ等の原因になり、そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりすることがある。皮膚を清潔にし快適な状態を保つことで、支援者もケアをしやすくなり、人間関係も良好になる。

⑤ 活動する（アクティビティ）

自分らしく、利用児が好きなことに夢中になれる機会や居場所づくりの取り組みが大切である。

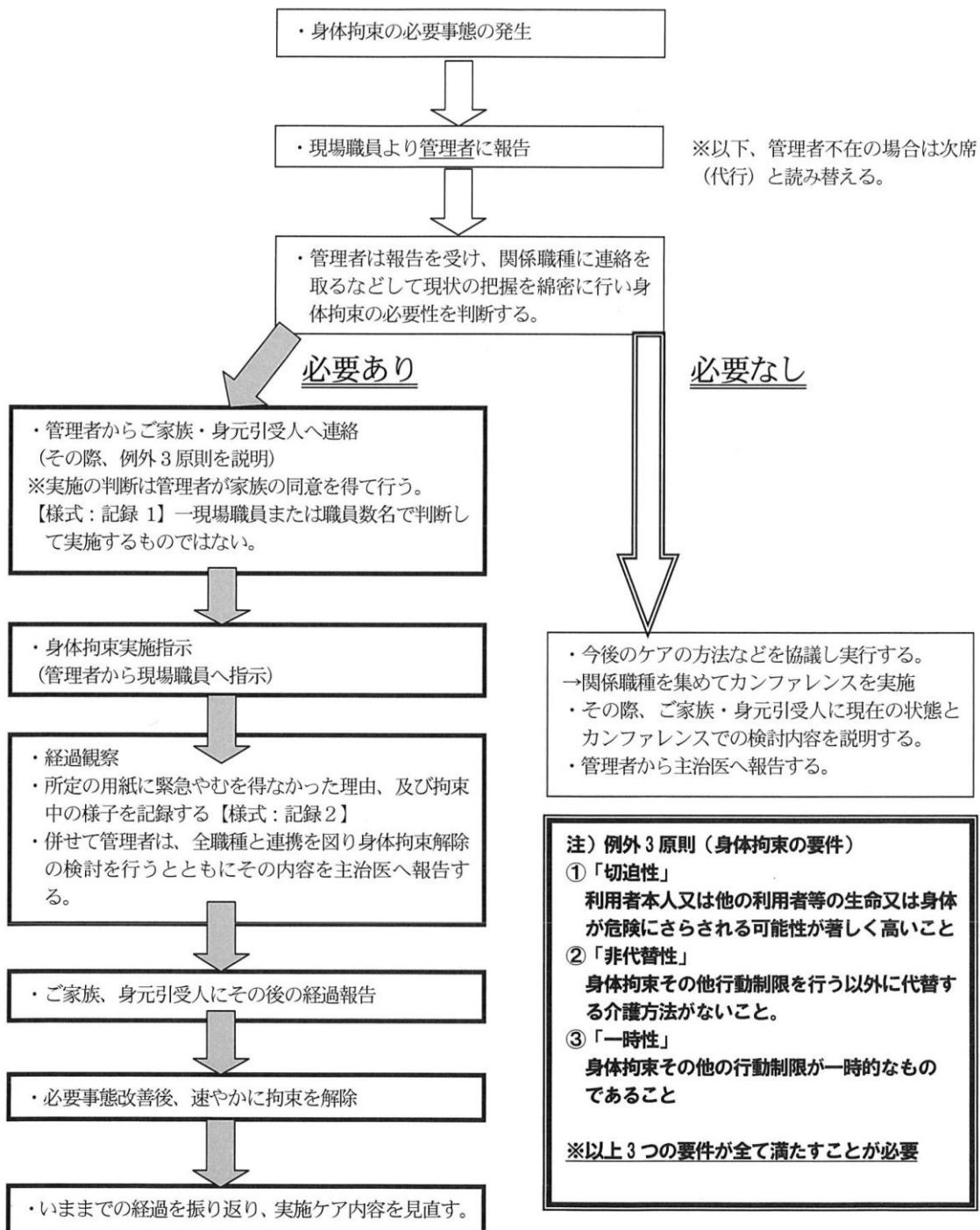
③ 身体的拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現をめざす。

- 「身体的拘束は人権侵害」である。「言葉による拘束（スピーチロック）」にも配慮が必要である。拘束0（ゼロ）を実現・維持するため、支援技術の研究と研鑽に努めるとともに、必要な環境改善を推進することが重要である。



身体拘束マニュアル(フローチャート)

ながおか医療生活協同組合グループが運営する医療施設、介護施設、障害者(児)施設、福祉施設等においては、利用者へのサービス提供にあたり原則として身体拘束は行いません。但し、緊急時、利用者等の生命・身体に危険が及び保護する必要がある場合には、やむを得ず身体拘束を行う場合があります。



〔別紙1〕緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

(別紙1)

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

(ご利用者氏名) _____ 様

- 1) あなたの状態が下記のA B Cをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2) ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 入所者(利用者)本人又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い 切迫性
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない 非代替性
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である 一時性

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 <場所、行為(部位・内容)>	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで

上記のとおり実施いたします。

平成 年 月 日

施設名

管理者 _____ 印

記録者 _____ 印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

(ご利用者との続柄: _____)

〔別紙2〕緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

(別紙2)

No.

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

(ご利用者氏名)

様

年月日 時 間	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者 職 種 ・ 氏 名	サ イ ン 記 録 者

事業所名：



当該ファイルの所在地

¥¥seikyou.co.jp¥share¥【共通文書】

¥◆**実地指導のポイント・マニュアル** 2013.10～

¥**身体拘束・虐待防止関係・書式**

¥★2025.2.1 改訂版:(銀河)身体拘束適正化指針.docx